

徳島県企業管理規程第一号

徳島県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県企業局長 加藤 弘 道

徳島県企業局組織規程の一部を改正する規程

徳島県企業局組織規程（昭和四十二年徳島県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「経営企画戦略課及び事業推進課」を「経営企画課、事業推進課及び施設基盤整備課」に改める。

第三条の二中「施設基盤整備室」を「自然エネルギー・地域貢献室」に改める。

第四条の表を次のように改める。

経営企画課

- | | |
|-----|-------------------------------|
| 一 | 公印の管守に関すること。 |
| 二 | 文書の收受発送編さん及び保存に関すること。 |
| 三 | 職員の任免、分限、懲戒、服務、表彰その他人事に関すること。 |
| 四 | 職員の定数に関すること。 |
| 五 | 職員の給与、勤務条件及び公務災害補償に関すること。 |
| 六 | 職員の研修及び福利厚生に関すること。 |
| 七 | 諸規程その他法規に関すること。 |
| 八 | 業務状況の公表に関すること。 |
| 九 | 予算の編成及び執行に関すること。 |
| 十 | 出納事務及び決算に関すること。 |
| 十一 | 企業債に関すること。 |
| 十二 | 資産の管理、取得及び処分に関すること。 |
| 十三 | 国有資産等所在市町村交付金の交付に関すること。 |
| 十四 | 物品材料の購入及び出納保管並びに不用品の処分に関すること。 |
| 十五 | 物品審査委員会に関すること。 |
| 十六 | 料金及び使用料の徴収に関すること。 |
| 十七 | 入札の執行に関すること。 |
| 十八 | 所管に係る統計記録及び報告に関すること。 |
| 十九 | 労働組合に関すること。 |
| 二十 | 職員厚生会に関すること。 |
| 二十一 | 工事の請負契約の締結に関すること。 |
| 二十二 | 補償審査委員会に関すること。 |
| 二十三 | 工事の検査に関すること。 |
| 二十四 | 他の課及び所に属しない事務に関すること。 |
| 二十五 | 局の経営計画及び改善に関すること。 |
| 二十六 | 局の災害対策の総合的な企画及び調整に関すること。 |

事業推進課		
	自然エネルギー・地域貢献室	施設基盤整備課
二十七 新規事業の企画調査に関すること。 二十八 駐車場事業及び土地造成事業（他課の分掌に属するものを除く。）の経営に関すること。 二十九 広報に関すること。	一 電気事業の経営に関すること。 二 給電業務に関すること。 三 電力受給契約及び関係資料の整備に関すること。 四 工業用水道事業の経営に関すること。 五 所管に係る料金及び使用料の徴収に関すること。 六 所管に係る許認可、免許及び届出並びに統計記録及び報告に関すること。 七 所管に係る予算に関すること。 八 所管に係る国庫補助金に関すること。 九 企業債の技術的事項に関すること。 十 その他電気及び機械の技術に関すること。	一 土木工作物（ダム貯水池を含む。以下同じ。）及び建築工作物の工事の計画、調査設計及び施行に関すること。 二 土木工作物及び建築工作物の維持管理及び改良に関すること。 三 土木工作物及び建築工作物の保安に関すること。 四 用地造成工事の調査、設計及び施行に関すること。 五 未成土地の維持管理に関すること。 六 建設業法（昭和二十四年法律第百号）に関すること。 七 土地等の取得及び使用並びに損失補償に関すること。（他課の分掌に属するものを除く。） 八 登記の嘱託に関すること。（他課の分掌に属するものを除く。） 九 電気及び機械設備の工事の計画、調査、設計及び施行に関すること。 十 電気及び機械設備の維持管理及び改良に関すること。

	十一 電気及び機械設備の保安に関すること。 十二 電気及び機械設備の高度化、近代化、情報セキュリティに関すること。 十三 電気関係報告規制の規定による諸報告に関すること。 十四 給電業務に関すること。 十五 所管に係る許認可、免許及び届出並びに統計記録及び報告に関すること。 十六 所管に係る予算に関すること。 十七 所管に係る国庫補助金に関すること。 十八 企業債の技術的事項に関すること。 十九 その他土木技術に関すること。

第七条第三項の表自然エネルギー事業化担当室長の項を削る。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。